

保有個人データに関する事項の公表

1 個人情報取扱事業者名および住所

名称 地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター
住所 〒700-0915 岡山県岡山市北区鹿田本町 3-16

2 保有個人情報の利用目的

院内掲示とホームページにて掲載しています「個人情報利用目的」をご覧ください。また利用目的を変更とする場合には、院内掲示またはホームページ等により公表いたします。

3 保有個人情報の開示・訂正・利用停止について

院内規程「第8号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの診療情報の提供に関する規定」に基づき診療情報の提供を行っています。当院が保有する個人情報については以下の手続で開示、訂正、利用停止の請求が可能です。請求があった場合には協議のうえ、求めに応じるか否かを決定し、開示請求を受けた日より原則30日以内に決定通知書にて申出者へ回答いたします。なお、審査期間が延長となる場合には遅滞なく申出者へ通知いたします。個人情報の開示・訂正・利用停止のお求めは、診療情報管理室までお申し出ください。

【開示について】

◆ 申出権限者について

- 原則として患者本人です。ただし、以下に該当する場合には申出権限者として開示請求する事が可能です。
- (1) 成年被後見人の法定代理人、被保佐人及び被補助人の法定代理人であって診療契約に関する法定代理権を付与されている者
 - (2) 未成年者の法定代理人
 - (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人(当該任意後見人が保険会社等である場合にあっては、当該保険会社等の代表者から委任を受けたことを証するに足りる書類を添付すること。)
 - (4) 当該患者の親族又はそれに準ずる者で、当該患者の同意を得た者
患者本人が合理的な判断をなし得ない場合において、実質的に当該患者の世話をしていると認められる当該患者の親族又はそれに準ずる者
 - (5) 患者本人が死亡した場合において、実質的に当該患者の世話をしていたと認められる当該患者の遺族

◆ 開示等の請求に際して必要となる書類

以下、必要書類をご準備いただき、診療情報管理室までご提出ください。

患者本人による申出の場合

- ・診療情報提供申出書
- ・本人確認資料(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード)

患者本人以外による申出の場合

- ・診療情報提供申出書
- ・申出者の本人確認資料(運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード)
- ・患者本人の委任状または同意書(患者本人が満15年以上であるときは、原則当該患者の同意が必要となります。)

その他

- ・成年被後見人の法定代理人、被保佐人及び被補助人の法定代理人であって診療契約に関する法定代理権を付与されている者、診療契約に関する代理権付与されている任意後見人については、資格を有することを証明する書類を提出していただくことで本人請求権の代用として可能です。

◆ 開示費用について

原則申出書提出時に開示手数料として1,770円/件をお支払いいただきます。

また、開示決定となった際には実費として以下をご請求させていただきます。

- ・診療録の複写代 白黒20円/枚(片面) カラーコピー 20円/枚(片面)
- ・説明文書の交付 870円

※郵送にてお受け取りを希望される場合は、送料(レターパックプラス使用) 600円/通

◆診療記録の開示を拒みうる場合

開示可否については当院規定に基づき院内協議で決定いたします。以下の情報提供の可否決定第5条に該当すると判断された診療記録については開示を拒むことができるものとさせていただきます。

- (1) 治療効果の悪影響が懸念される場合
- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られない場合
- (3) 患者本人や関係者の権利利益を損なうおそれがある場合
- (4) 未成年患者又は成年被後見人の法的代理人が申出者となる場合で、診療情報を提供することが患者本人の利益に反すると危惧される場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が提供の可否を慎重に判断する必要があると認める場合

【訂正・利用停止について】

◆申出権限者について

カルテ開示後90日以内で、かつ開示申出をされたご本人、または未成年者法定代理人、成年被後見人の法定代理人のみ請求することが可能です。

◆訂正・利用停止の請求に際して必要となる書類

保有個人情報訂正等請求書または保有個人情報利用停止等請求書をご記入いただき、診療情報管理室までご提出ください。なお、カルテ開示同様本人確認資料についてもご準備ください。

◆訂正・利用停止費用について

原則申出書提出時に手数料として1,770円/件をお支払いいただきます。

◆訂正・利用停止を拒みうる場合

下記に該当すると判断された場合は訂正・利用停止を拒むことができるものとさせていただきます。

- (1) 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
- (2) 誤りである指摘が正しくない場合
- (3) 訂正対象が事実でなく評価に関する情報である場合

4 安全管理措置に関する事項

ホームページに掲載しています、「規程第7号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター個人情報の取扱い及び管理に関する規程」をご覧ください。

5 保有個人情報の取扱いに関する苦情・相談等の申出先

個人情報の取扱い等に関する患者様からの苦情・相談等は、診療情報管理室で対応いたします。

2025年8月28日

岡山県精神科医療センター 院長